

# 公 告

## 江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等） に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和3年4月20日

国土交通省 関東地方整備局  
江戸川河川事務所長 岩見 洋一

### 1. 協定の概要等

#### (1) 協定の目的

本協定は、江戸川河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等）」に関し、協力を求めるときの手続き等について定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

#### (3) 協定期間

江戸川河川事務所管内の河川、その流域。

#### (4) 協定期間

協定締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、企業の業務成績・優良表彰及び業務実績、地域貢献度及び有資格者数から総合的に評価して、測量・地質調査及び治水対策検討等各部門10社程度を決定する。

(6) 協定締結後、災害が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

### 2. 参加資格要件

#### (1) 企業要件

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 関東地方整備局における令和3・4年度の測量・地質調査又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けて要る期間中でないこと。

4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

6) 平成22年度から公告日までに完了した次の示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で、低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認出来ない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認出来ない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていないこと、もしくは再認定（又は新規の認定）時に、実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県、政令市が発注した、河川事業関連業務のうち下記区分による。

- ・区分（1）：測量に関する業務
- ・区分（2）：地質調査に関する業務
- ・区分（3）：治水対策検討等に関する業務

### 3. 出勤の要請を行う順位の評価に関する事項

（1）評価項目と評価基準 別表－1参照

### 4. 手続き等

（1）本協定締結申請者は、2. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い申請書を提出し、江戸川河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することが出来ない。

（2）担当部署

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 防災対策課

Tel 04-7125-7436

FAX 04-7123-1741

担当：地域防災調整官 山本正栄

（3）申請書類

1) 申請書様式－1

2) 調査票様式－2～3

（4）申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和3年4月20日（火）から令和3年5月14日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所の公式ホームページよりダウンロードすること。

URL：<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は、次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を郵送にて提出。封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

2) 提出期間

令和3年4月20日（火）から令和3年5月14日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

(6) 企業の実績として記載する業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名・契約金額・工期・発注者・受注者の確認出来る部分））の写しを提出するものとする。

ただし、TECRISでの記載内容で業務の実績が不明な場合は、特記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

2) 江戸川河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に申請者に無断では使用しない。

3) 提出された申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

郵送又はFAX（着信確認をすること。）によるものとする。

②受付期間

令和3年4月20日（火）から令和3年4月30日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

6) 複数の業務に申請を行いたい場合は、その業務毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価等に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により2. に掲げる資格要件を満たすことを確認し、資格を有する者と締結する。ただし、資格を有する者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 出動要請順位

実際に出動要請を行う順位は、前記申請書の評価して得られた点数の高い者から行うものとする。

6. 締結の通知

「江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等）に関する協定」の締結については、令和3年6月17日（木）（予定）に通知するものとする。